6　第四項の事業者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　第四項の届出書を提出した年月日

三　変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四　その他参考となるべき事項

第二十九条中「第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四」を「第八条第五項」に、「第十条の六第一項」を「第九条第七項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の改正規定、第六条の二を削る改正規定、第六条の改正規定、同条を第六条の二とし、第五条の次に一条を加える改正規定、第六条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二号中「本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、」を「遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた場合には」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、第七条の改正規定、第七条の二を削る改正規定、第八条から第十条までの改正規定、第十条の二から第十条の九までを削る改正規定、第十一条第一項第一号の改正規定、第二十三条の三の改正規定、第二十六条の五第一項の改正規定、第二十七条の二の改正規定（同条第一項中「第七十一条の二第一項第十号」を「第七十一条の二第一項第九号」に改める部分及び同条第二項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項、第十条の六第三項」を「第六条の四第六項」に改める部分に限る。）及び第二十九条の改正規定　令和八年十一月一日

二　第二十七条の二に四項を加える改正規定　令和九年一月一日

（経過措置）

第二条　令和七年四月一日から令和八年十月三十一日までの間における改正後の消費税法施行規則第六条の三第二号の規定の適用については、同号中「遅滞なく輸出しなければ」とあるのは「本邦から出国する際に所持しなければ」と、「輸出しなかつた」とあるのは「所持していなかつた」とする。

（租税特別措置法施行規則等の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第一条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「新消費税法施行規則」という。）」を削り、同条第二項から第七項までの規定中「新消費税法施行規則」を「消費税法施行規則」に改める。

○財務省令第二十三号

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第一条第二項の規定に基づき、石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令

石油ガス税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同条第三項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十四号

国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十六条第二項、第十七条第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条の規定に基づき、国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令

国際観光旅客税法施行規則（平成三十年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第三条第一号中「若しくは」を「及び」に改める。

第四条第一項第一号及び第二項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十五号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十四条第二項及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信